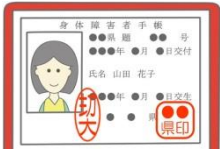


ストーマ用具申請方法

- ・ストーマ用日常生活用具の交付申請ができる
- ・月額上限: 排便障害: 円 排尿障害: 円(市・町・村)
- ・費用負担: 原則1割負担()
(制度については市町村で手続き方法が異なる場合があります。市町村担当者におたずね下さい。)

準備するもの



(身体障害者手帳)



源泉徴収票

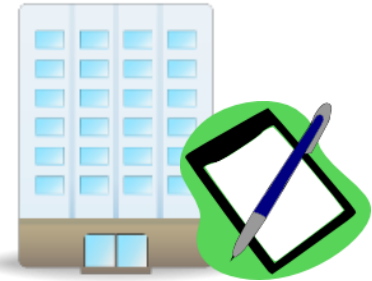
(収入が確認できるもの)

領収書など

(※入院中に使用していた、ストーマ用具の種類が分かるもの)



市役所で、日常生活用具の交付券を申請する



業者を選定し、見積書を依頼する

決定
通知書

交付
券



交付券と引き換えに、ストーマ用具を受け取る
一部負担金と超過分を支払う